

# 中国国有企業の「負担」について

川井伸一

はじめに

近年、中国において国有企業の「負担」をめぐる論争が続いている。一部の論者は、この10数年来の改革のなかで国有企業の留保利潤は大きく増大した一方で、国家財政はほぼ継続して赤字であるという。例えば、国有企業の留保利潤額は1978年の27.47億元から1987年の538.54億へと19倍余り増加し、また利潤総額に占める留保利潤比率も78年の3.7%から87年の50.9%に増えた。他方、中央政府の財政赤字は79年から89年までで計760余億元、政府債務は計1250余億元、あわせて約2000億元に達しているという。つまり、純生産額の配分は企業（および職員労働者）の側に過度に傾斜し、政府の財政比重はしだいに低下している。従って、10数年来の改革の最大の受益者は国有企業であり、その税負担も軽くなっているのであるから、国有企業は困難な国家財政に対してもっと積極的に貢献すべきである、と主張する。

他方、一部の論者は、国有企業の留保利潤が改革のなかで増大したとはいえ、企業の「負担」は依然として余りに重いと主張する。例えば、各種の税金、費用、割当てなどを通して企業の純収入（「利潤税金総額」）の80%以上を政府に納入しなければならず、実際の留保利潤額も純収入の1割前後にまで減少している、という。従って、政府は国有企業の過重な負担を軽くし、休養と息抜きを与えるべきである、と主張する。一般的に言えば、前者は政府財政当局側の立場に立った主張であるのに対して、後者

は企業経営者側の立場からの主張であるといわれる<sup>(1)</sup>。

このように国有企業の「負担」について両者の意見は相対立しているが、いったいその実際状況はどうなのであろうか。本稿では中国の国有企業の負担問題について整理し、検討してみたい。

## 1 中国国有企業における負担

### 1) 負担とは何か

国有企業の「負担」の定義について中国では統一した規定があるわけではないが、中国の関係文献ではふつう負担とは、企業の生産経営活動に直接必要な生産性支出を除いた支出部分、すなわち、税金・上納利潤および「費用」支払いなどの負担を指している<sup>(2)</sup>。上納利潤とは企業が契約に基き毎年、政府財政当局に納める利潤部分のことであり、「費用」とは政府諸機関・団体から企業に課せられる税金・上納利潤以外の公的または社会的支出を指す（詳細は後述）。このような意味での負担は企業外の政府機関・団体から企業に対して直接要求される公的社会的負担である。

国有企業はこれとは異なる負担も背負っている。もともと中国の国有企業は本来の経営活動以外にさまざまな社会的行政的活動（例えば、学校、病院、住宅、養老保険など）をも自ら担っており、一種の社会共同体としての性格を強くもっている。企業がその単位内で行っているさまざまな社会的行政的活動のかなりの部分は、本来行政が担うべき事業を肩代わりして担っているわけである。こうした社会的行政的活動の経費も、企業の本来の生産経営活動に直接必要な生産性支出ではないので、企業の負担として把握されている。

中国の国有企業における負担の問題を考える場合、企業単位内の社会的行政的活動にともなう支出を負担に含めたほうが負担の実態をより反映させることができると思われる。しかし、本稿では前述の税金・上納利潤、

## 中国国有企業の「負担」について

費用支出など、企業外から求められる公的社会的な支出（非生産性支出）にはほぼ限定して負担の問題を検討することにする。その主な理由は、第一に企業内の社会的行政的活動に伴う経費を厳密に区分し算出することは現状では困難であること、第二に企業外からの税、上納利潤、費用などについては、統計的な検討が比較的可能であることによる。

### 2) 負担の内容

さて、上述の意味での負担の内容について具体的に整理しておきたい。

#### (1) 負担の区分方法

負担はその性格や徴収方法からいろいろに区分できる。まず、いくつかの区分法を紹介しておこう。第一の区分法は前述の税金、上納利潤、費用と利子負担に分けるものである。政府統計資料でもこの種の区分が一般に使われている<sup>(3)</sup>。ただ、この区分にはさしあたり二つの問題点がある。一つは、税金と上納利潤との区別は現状ではあまり積極的な意味をもたないことである。なぜなら、現在国有企業のほとんどで上納利潤を請負う形の経営請負い制が実施されているが、その請負い上納利潤額の算定基準は請負い契約の前年の所得税と調節税の上納実績であり、従って上納利潤は所得税・調節税と事実上一体化されているからである。もうひとつは、費用には性格の異なる二つの費用が含まれていることである。すなわち、政府の法律・法規に根拠をもつ費用とそうではない費用であり、後者の徴収はふつう割当て（「攤派」）と呼ばれている。この法律・法規に根拠をもたない割当てはいわば非合法の費用徴収であり、中央政府もこれを公式に禁止している。従って、費用は二つに区別すべきであろう。

第二の区分法は、法律類負担、政策類負担、社会類負担に分けるものである。法律類とは法令に規定されている負担であり、それは①流通販売税、②所得税その他税金、③貸付利子に区分される。次に政策類負担とは法令には根拠を持たないが、政府の政策として規定された公的負担であり、そ

れには、①補助、②政府債権、③基金、④「調資」（賃金調整）、⑤「調価」（価格調整）、⑥「収費」（費用徴収）、⑦罰金、などがある。社会類負担とは政府の法令・政策に根拠をもたない社会的行政的な費用徴収であり、①評定費、②割当て、③賛助、④学会・協会費、⑤招待費などからなる。この区分法はこうして負担を3分類計15項目に分けている<sup>(4)</sup>。この区分はすでに一部の政府関係機関が公式に使用している。この区分は前述の費用にあたる部分を政策類負担と社会類負担に区分している点で、第一の区分法に比べ実態をより反映しているといえる。

第三の区分法は、財政性負担、非財政性負担（＝社会性負担）、金融利子負担に分けるもので、負担の徴収主体が財政部系統であるか金融系統であるかという組織系統に主な区分基準を置いている<sup>(5)</sup>。この区分法によれば、財政性負担とは財政部系統に納める税金負担とその他の財政性上納からなる。財政性上納とは例えば、上納利潤、エネルギー交通基金、予算調節基金、教育費付加などである。次に、非財政性負担とは財政部系統以外の政府機関や団体が徴収するものとされる。非財政性負担は三つに区分される。すなわち、固定的上納、非固定的割当ておよび企業の社会事業支出である。固定的上納とはおもに各級の地方政府と企業の関係主管部門が公的文書を発して徴収する各種の費用（基金）で、毎年、規定された算定基準に基づき納めるもの。他方、非固定的割当ては、地方政府や団体が各種の名目で臨時に徴収するもので、一定の徴収基準もなく従って徴収額も固定されていない。企業の社会事業支出とは企業がその内部で営む社会的行政の事業に要する支出である。この区分法は、第一の区分法における「費用」を財政性上納、非財政性固定上納、非財政性非固定割当ての三つに分けている点が特徴である。この非財政性非固定割当てがほぼ第二の分類法の社会類負担や前述の割当てに相当するものと思われる。

本稿では以上の区分法を参考にしつつ、負担を税金（上納利潤を含む）、費用、徴発（法規に拠らない強制的割当て）および貸付利子に区分したい。

## 中国国有企業の「負担」について

### (2) 負担の具体的内容

現在、国有工業企業にかかる税金は20種類（請負い上納利潤を含めると21）、費用の数は60余種に達しているといわれる<sup>(6)</sup>。判明する範囲で税金・費用の具体的内容を列挙すると次のとおりである。

#### 税金・費用項目の一覧<sup>(7)</sup>—————

##### [税金]

- a 流通課税……………製品税・付加価値税・営業税・塩税・関税
- b 所得課税……………所得税・調節税・上納利潤・賃金改革調整利潤
- c 財産・行為課税……土地使用税・車船使用税・家屋税・印紙税・資源税・油消費特別税・賃金調節税・投資方向調節税・獎金税・建築税・都市維持建築税

##### [費用]

エネルギー交通建設基金，国家予算調節基金，教育基金，電力開発基金（電力建設費），農業開発基金，市場調節基金，「菜籃子工程」<sup>(8)</sup>，汚物排泄施設費，緑化費（衛生費），地下水資源費，治安協同防衛費（消防経費），契約締結費，道路使用料（渡橋費），賃金増加費，食糧・油手当基金，労働保護統一按配基金，国家支給流動資金占有費，教育費付加，小中学校管理費，労務管理費，契約制労働者食糧手当，従業員待業保険金，車両保険金，車両鑑札費，貨物付加費，船舶専用基金，都市女性労働者統一按配基金，退職労働者統一按配基金，契約労働者養老基金，計画出産統一按配基金，市場調節基金，科学発展基金，商業網開発基金，商品豚基金，副食品基金，食糧価格抑制基金，退職幹部経費，都市人口増収容費，教育施設配置費，上級管理費，  
(以上，40種)

国有工業企業にかかる税金は改革前の1978年には2種類(工商税, 所得税)のみであったが, 1984年の第2段階「利改税」実施時に7種類(製品税, 付加価値税, 営業税, 資源税, 塩税, 所得税, 調節税)になり, そして1989年に20種に増加した<sup>(9)</sup>。

費用の項目数は中国工業経済協会の統計によれば, 1989年で60余りに達している。例えば, 湖北省税務局の調査では費用の名目は52種であり, そのうち中央政府(國務院)の規定によるもの7種, 省政府の規定によるもの19種, 県・市政府の規定によるもの26種であった<sup>(10)</sup>。下級の政府にいくほど費用項目は増えているようである。各企業にかかる費用の数もさまざま, 同調査では最少の場合で9種, 最多の場合で63種もあったという<sup>(11)</sup>。また広州市の工業統計では税金と費用を合せた数が100種であったというから, 約80種ほどの費用項目があったことになろう。もっとも, この場合, その一部は実際には強制割当てであった可能性も考えられる。

徴発, すなわち地方の政府機関, 軍隊, 事業単位, 社会团体による法規に基かない資金・物資・人力の強制割当てについては, さまざまな名目がある。國務院の「企業への割当て禁止暫行条例」(1988年4月28日公布)に明示されている形式だけでも20近くある。すなわち, 職員労働者子女の入学費, 田畑建設費・開墾費・都市移転家庭の人頭費, ガス開発費, 集中電力供給費, 道路通行料, 橋通行料, 排水容量増加費, 治安管理費, 衛生費, 緑化費, 農業支援費, 会議費, その他の費用(以上第4条), 他に法規によらない賛助・資金援助・献金, 有価証券購入, 保険加入, 公益性義務労働に代わる物資徴収その他(以上第6条～第10条)である。張泰は最少限で10数種から最大限で100余りに達しているという<sup>(12)</sup>。また陳永忠らは少なくとも40余種を下らないという<sup>(13)</sup>。さらに基本建設や技術改造項目に対する割当て・費用徴収の種類は合計で400余りになるとさえいわれる<sup>(14)</sup>。上述の費用の名目で徴発が行なわれる場合もあるようである。いずれにせよ, 徴発には公式の徴収基準があるわけでもなく, その項目や金額

## 中国国有企業の「負担」について

も個々の企業によりさまざまであって、しかも公式統計には表れないので正確なところはよく分らない。ただ近年、さまざまな名目の徴発が國務院のたび重なる禁止通達にもかかわらず急速に伸びているといわれる<sup>(15)</sup>。

## 2 国有企業の負担動向

全国の国有企業の財務数字に関するマクロ統計に基いて、国有企業の近年の負担動向をみてみたい。ただ、統計上の制約により工業部門を中心にみていくことにする。

### 1) 国有工業企業の負担動向

表1は1986年～90年における国有工業企業の負担率と利潤留保率についての動向を示したものである。

まず、用語につき少し説明しておく。「利税総額」とは利潤・税金総額のこと、ほぼ工業企業の販売収入総額から原材料、販売費、人件費などのコストを引いたもの、つまり企業の「純収入」に相当する。それは具体的

表1. 国有工業企業の負担率と留保利潤率 (単位: 億元・%)

	a 利税総額	b 負担総額	c 留保利潤	負担率(b/a)	各日留保率	実際留保率
1986	1341.3	1136.1	228.3	84.7	17.0	5.6
1987	1514.1	1205.1	265.3	79.6	17.5	8.9
1988	1774.8	1301.5	323.5	73.3	18.2	13.8
1989	1773.1	1398.9	308.8	78.9	17.4	11.7
1990	1503.1	1460.7	224.1	97.2	14.9	—

(『中国工業経済年鑑 1991』124, 133頁より作成)

\* 負担総額は「販売税+上納した利潤・税・費用」から算出。コストから支出する税は含めていない。

\* 実際留保率は「利潤総額-銀行ローン返済額-上納した利潤・税・費用」から算出。銀行ローン返済額は『財政』1989年11期, 11頁と『経済研究』1992年3期, 33, 34頁から算出。

には利潤総額と製品販売過程にかかる流通課税（以下、販売税）、資源税および教育費付加から構成される。この利税総額には生産コストに計上される税金（土地使用税、車船使用税、家屋税、印紙税、油消費特別税、賃金調節税など）は含まない<sup>(16)</sup>。次に、負担総額とは企業が政府に納めた販売税、上納利潤（所得税と調節税を含む）、税金（資源税・建築税・奨励金など）・費用（エネルギー交通建設基金、予算調節基金、教育費付加、国債購入など）の総計である<sup>(17)</sup>。生産コストに計上される上述の税金は含んでいない<sup>(18)</sup>。

現在、国有企業のほとんどで実施されている経営請負い制度では基本的に従来のものであった所得税（一律55%）と調節税（企業ごと税率が異なる）を合わせた額を上納利潤の請負い基準額としたので、請負い制国有企業では所得税・調節税の代わりに請負った利潤を上納する形をとる。実質的には上納利潤のなかに所得税と調節税が含まれているとみてよい。留保利潤は利潤総額から上納利潤額（所得課税を含む）とローン返済額とを引いたものである。現在、基本建設投資と技術改造投資用の専項ローンの元本利子は利潤（一般には税引前利潤）のなかから返済することが規定されている。

さて、表によれば国有工業企業の負担総額が純収入（利税総額）に占める比率、つまり企業の負担率は1986年84.7%、87年79.6%、88年73.3%、89年78.9%、そして90年は97.2%である。負担率は多少の増減はあるものの、89年まではおおそ企業純収入の8割前後の高率であったことがわかる。

他方、純収入に占める留保利潤の比率動向をみると、86年17.0%、87年17.5%、88年18.2%、89年17.2%、そして90年14.9%である。留保利潤率は87年、88年に漸増し89年、90年は減少しているが、総じてあまり大きな変化を示してない。しかし、以上の留保利潤率は名目のものであり、実際の留保利潤率はさらに低い。実際の留保利潤額（名目の留保利潤額から企業が支払った費用・税金を除いたもの）を推計して、それが純収入に

## 中国国有企業の「負担」について

占める比率をみると、86年5.6%、87年8.9%、88年13.8%、89年11.7%となる<sup>(19)</sup>。90年は不明だが、負担率が97%余りなので、実際の留保利潤率は3%以下の水準に落ち込んだと考えられる。

### 2) 規模別からみた負担動向

工業企業（郷レベル以上の独立採算企業）はその規模に応じて大型企業、中型企業、小型企業に分けられる。90年の工業統計では大型企業の数3965、中型企業は9440、小型企業は403667である。それぞれの企業に占める国有工業企業の比重は不明だが、大型企業はほとんど国有企業、中型企業の圧倒的大部分も国有企業とみてよいだろう（1989年現在、国有の大型・中型工業企業数は10707であった<sup>(20)</sup>）。

表2は大型・中型・小型の工業企業の負担動向を示したものである。

表2によれば、企業の負担率は年々変化しているものの、大型企業はほぼ8割以上、中型企業ではほぼ7割台、小型企業では6割台で推移している。負担率の時系列変化をみると、いずれも86年から88年では減少し、88年で底をつき、89年、90年は増大傾向にあることがわかる。この変化は表1でみた動向と一致している。

大中型企業については全国14省・自治区・市の193の国有大型・中型工業企業のサンプル調査がある。それによれば、企業の純収入に占める負担率と実際留保率はそれぞれ1986年で82.6%、12.5%、1989年で81.6%、8.2%であった<sup>(21)</sup>。この負担率は表1の全国統計にみる平均負担率に近いといえよう。

表2. 規模別工業企業の負担率比較  
(単位: %)

	大型企業	中型企業	小型企業
1986	87.5	84.1	67.8
1987	82.6	76.9	66.3
1988	77.2	70.3	59.7
1989	82.7	73.9	67.3
1990	96.0	92.3	87.0

(『中国工業経済統計年鑑1991』125—126, 134—135頁より作成)

### 3) 所有制別からみた負担比較

表3は全国の国有工業企業、集団所有制工業企業、私有制・外資系工業企業のそれぞれの負担率と利潤留保率(名目)の動向を示したものである。

表によれば、国有企業の負担率が最も高く、次に集団所有制企業で、私有制・外資系企業が最も低い。負担率の時系列変化では、87～88年は減少、88年が底で89～90年は増大している。これは表1、表2でみた動向と同じである。他方、純収入に占める留保利潤率(名目)では、国有企業は一貫して集団企業よりも低く、90年には最底水準に落ちている。私有・外資系企業の留保率は86年で最も低かったが、その後増大し90年では最高水準に達している。1990年の天津市の企業調査によれば、大中型国有企業、国有企業、「三資企業」(合弁企業・合作企業・単独外資企業のこと)の利潤・税金総額に占める留保利潤の比率(名目)は、それぞれ15.0%、19.8%、66.0%であったという<sup>(22)</sup>。実質の留保利潤率で見れば、国有企業と他の所有制企業とのギャップはさらに広がるであろう。

表4は、湖北省の100企業を所有制別に分けてみた場合の税金・費用・割当ての負担動向を示したものである。100企業の内訳は国有企業(大中型)47、都市・鎮集団所有制企業26、郷村企業13、私営企業14である。

税負担では、いずれの項目でも国有企業が他のタイプの企業に比べて重

表3. 所有制別工業企業の負担率と留保利潤率(全国統計)  
(単位: %)

	負 担 率			留保利潤率(名目)		
	国有	集団	私有・外資系	国有	集団	私有・外資系
1986	84.7	59.1	61.3	17.0	19.0	12.2
1987	79.6	60.7	56.2	17.5	20.7	19.4
1988	73.3	56.9	45.8	18.2	20.8	19.2
1989	78.9	64.6	59.5	17.4	19.2	20.0
1990	97.2	79.1	62.7	14.9	18.4	26.3

(『中国工業経済統計年鑑1991』, 124, 133頁より作成)

## 中国国有企業の「負担」について

い負担を課せられていることがわかる。また実際の税負担が名目の税負担に比べかなり少ないことは興味深い。1990年現在の中国企業の法定所得税率は国有の大中型企業が55%、私営企業が35%、外資系企業が33%、国有小型企業と集団所有制企業は8級超過累進税制(10~55%)、個人経営企業は10級超過累進税制(10~60%)というようにさまざまである<sup>(23)</sup>。ただ、現在、固定資本投資の専項ローンは一般に税引き前利潤から返済することが認められているため、所得税の課税対象額は実現利潤からローン返済額を差引いた額である。従って、実現利潤に対する実際の所得税率は、ローン返済額が増えるほど55%より少なくなるのである。

90年の実際の所得税率は、全国の国有大中型企業で38.3%、都市・鎮の集団所有制企業で31.4%、郷鎮企業で24.8%、私営・個人経営企業で20%以下であったといわれる<sup>(24)</sup>。易運和は全国の国有企業(小型も含めて)の実際所得税率は30%に達していないともいう<sup>(25)</sup>。

次に費用負担の場合、表4の利潤額に占める費用の比率は国有大中型企業と都市・鎮集団所有制企業はほぼ同じで43%、郷鎮企業と私営・個人経営企業が34%である。ただし、上納した所得税に対する上納費用の倍率を

表4. 湖北省の所有別100企業の負担状況の比較 (単位: %)

	大中型国有 企業 (47)	都市・鎮集団 企業 (26)	郷村企業 (13)	私営・個人 企業 (14)
上納した税費/販売収入	5.75	4.58	5.13	4.25
販売税/販売額	3.56	2.95	3.39	2.92
所得税/所得額	30.4	7.4	2.3	23.9
上納した費用/利潤額	43.1	43	34	34
上納した割当て/利潤額	10	18	38	27.8
上納した費用/所得税	175	182	313	259
実際税負担/各目税	63 (工業)	54 (工業)	37	36
負担	61 (商業)	49 (商業)		

(王文重、肖厚雄「百戸企業税費負担的調査報告」『湖北日報』1991年11月8日『復印報刊資料 F31 工業企業管理』1991年12期, 112, 113頁)

みると、郷鎮企業が最も高く（3.13倍）、次に私営・個人企業で（2.59倍）、国有企業は最も少ない（1.75倍）。このような傾向は徴発（強制割当て）にもみられる。すなわち、利潤に占める徴発（強制割当て）の比率でみると郷鎮企業が最も高く（38%）、以下、私営・個人企業（28%）、都市・鎮の集団所有制企業（18%）、国有企業（10%）の順である。比較的にいえば都市より農村、国有よりは集団所有制や私営・個人経営の企業が徴発を受けやすい状況がうかがえる。集団所有制や私営・個人経営の企業は国有企業に比べて一般的に経営状態がよく利潤率も高いこと、そしてこの種の企業は地方政府に対するバーゲニング・ポジションが国有企業に比べ弱いことなどが、その原因ではないかと思われる。

### 3 国有企業の負担構成と変化

この節では国有企業の負担の構成を企業の財務会計のレベルから具体的にみてみたい。

#### 1) 税・費用の徴収レベル

現在、国有企業の財務会計からみると政府の税・費用は4つのレベルから徴収されるシステムになっている。すなわち、①コストから、②販売収入から、③利潤総額から、④企業の留保利潤からである<sup>(26)</sup>。これらの税・費用を企業の「利潤表」（損益計算書）に位置づけると、概略次のようになる。

国有企業の利潤表と税・費用の徴収レベル

製品販売収入

—コスト [財産行為課税, すなわち土地使用税・車船使用税・家屋税・印紙税・油消費税特別税・賃金調節税, および利子を含む]

I 純収入 [利税総額]

—販売税 [製品税 or 付加価値税 or 営業税, 塩税・都市建設税]

—資源税

—費用 [教育費付加]

II 利潤

—専項ローン返済

—請負い上納利潤 [所得税・調節税を含む]

III 留保利潤

—費用 [エネルギー交通基金・予算調節基金・国債購入など]

—税金 [建築税・奨金税]

IV 実際留保利潤

以下、上に記した税・費用について若干説明しておく。まず、販売税と資源税は原則として特定の製品を生産する企業に対して課される。製品税は規定された製品（工業品 270 種、農林水産品 10 種）につき、その販売収入に課される。付加価値税は特定の工業製品（50 税目）に対して、その販売収入から原材料費を控除した部分に課せられる。営業税は商業、交通運輸、物資供給などのサービス企業に対して、その販売収入に課される。一般的には各企業はこの三種の税のうちの一つを納付することになり、複数の税を支払うことはない。つまり、一般的には工業企業は製品税を、商業企業は営業税を納付し、また工業企業が付加価値税を納付した場合には製

品税は徴収されない。都市維持建設税は上記三種の税を納付する企業から販売利潤の7%（市区）または5%（県城・鎮）を徴収する。資源税は石油、天然ガス、石炭、金属鉱産物を採掘する企業に課される。教育費付加（86年）は製品税・付加価値税・営業税を納付する企業からそれらの税額の1%が課される。所得税についてはすでにみたとおり。エネルギー交通建設基金（82年開始）と予算調節基金（89年開始）はすべての国有企業ほかに課され、それぞれ税後利潤の15%、10%が徴収される。建築税は自己調達による基本建設投資額および更新改造措置のなかの建築工程投資額に対してその10%が課される。奨励金は企業の年間支給ボーナスが規定の標準賃金を超過した場合に課されるものである<sup>(27)</sup>。

## 2) 国有企業の負担構成

上述の利潤表の枠組みを使って、国有企業の負担構成の状況を具体的にみてみよう。表5は1989年における全国国有工業企業の財務統計を示したものである。この統計は表2でみた統計数字とすこし相違しているが、ここでは一応これに基づいて負担の構成をみておこう。

表から①販売税、②上納利潤（所得税・調節税を含む）、③留保利潤からの上納税・費用の純収入に占める割合はそれぞれ53.7%、14.8%、4.5%であり、純収入の半分以上が販売税で占められている。また、また統計に示された負担総額（税・上納利潤・費用の合計額、1308.9億元）に占める比率をみると、販売税が73.6%、上納利潤（所得税・調節税を含む）が19.8%、留保利潤からの上納税・費用が6.0%、そしてコストから支払う財産・行為課税（表10には載っていないが、計6種34億元）が2.6%である。李忠凡論文は1989年の国有企業の販売利潤（純収入）を100とすると、販売税の比重は約70%、上納利潤は約10%、留保利潤からの上納は約5%と述べている<sup>(28)</sup>。

この間、販売税がこのように高い比重を占めていることは、表1の典拠

中国国有企業の「負担」について

表5. 国有工業企業の利潤分配 (1989年)

(単位: 億元・%)

I	純収入	1742.1	100%
	—販売税	936.5	53.7
II	利潤	805.6	46.3
	—専項ローン返済	179.3	10.3
	—上納利潤	259.3	14.8
III	留保利潤	367.0	21.0
	—税・費用	79.1	4.5
IV	実際留保利潤	287.9	16.5
	三項基金+単項留利	198.1	
	福利基金	47.5	
	奨励基金	42.3	

(何平・聶明倩論文『経済研究』1992年3期, 32-34頁から作成)

である『中国工業経済年鑑1991』の統計数字からもうかがえる。それによれば、1986年から1990年までの毎年の企業純収入に占める販売税の比重は、48.5%、48.0%、49.7%、58.1%、74.1%であり、また同様に税・上納利潤・費用の負担総額に占める販売税の比率は57.3%、60.3%、67.8%、73.6%、76.3%であった<sup>(29)</sup>。つまり、最近の数年間において販売税の比重は次第に増大しているのである。

次に、表6は安徽省の予算内工業企業の財務統計(一部推計)を示したものである。

安徽省の場合、全国統計に比べ企業純収入に占める上納利潤比率がやや低いものの、販売税比率と利潤留保からの上納分比率は高い。とくに留保利潤からの税・費用負担の比率は全国統計のその約2倍の高さである。以上から、実際の留保利潤比率は6.6%とかなり低くなっている。

つぎに、大中型の国有工業企業の負担構成をみてみたい、表7は全国14

表 6. 安徽省の予算内工業企業の利潤分配 (単位: 億元・%)

項 目	1986 年		1989 年	
I 純収入	17.01	100 %	26.10	100 %
—販売税	8.59	50.5	15.14	58.0
II 利潤総額	8.42	49.5	10.96	41.9
—専項ローン返済	1.54 *	9.0	3.53 *	13.5
—上納利潤	3.07 *	18.0	3.37 *	12.9
III 留保利潤	3.81	22.3	4.06	15.5
—エネルギー交通基金				
・予算調節基金	—	—	1.04	3.9
—費用・税金・割当て	—	—	1.28	4.9
IV 実際留保利潤	—	—	1.74	6.6

\* は筆者の推計値 (黄雲論文『经济管理』1990 年 12 期, 41—42 頁)

表 7. 193 の大中型国有工業企業の利潤分配 (単位: 億元・%)

項 目	1986 年		1989 年	
I 純収入	85.00	100 %	95.36	100 %
—販売税	41.45	48.8	53.51	56.1
II 利潤総額	43.55	51.2	41.85	43.9
—専項ローン返済	4.10	4.8	9.72	10.2
—所得税・利潤上納	23.79	28.0	15.50	16.3
III 留保利潤	15.66	18.4	16.63	17.4
—エネルギー交通基金				
・予算調節基金	2.56	3.0	5.40	5.7
—その他の費用・税金	2.44	2.8	3.36	3.5
(債権購入, 割当て等)				
IV 実際留保利潤	10.66	12.5	7.78	8.2

(中国工業経済協会「關於工業税負担状況的調査報告」『改革』1991 年 4 期, 73 頁)

省・自治区・市の 193 の大中型国有工業企業の財務統計を示したものである。

国家財政に納める負担の構成比率（対純収入）は 1986 年で、①販売税が 48.8%、②利潤上納（所得税を含む）が 28.0%、③留保利潤からの上納税・費用が 5.8% で、合計で純収入の 82.6% を占める。1989 年では、①販売税 56.1%、②利潤上納が 16.3%、③留保利潤からの上納税・費用 9.2% で、合計で純収入の 81.6% を占めた。この間②の比率は減少したが、①と③の比率が増大して（特に③の増加率は高い）、企業の実際留保利潤比率は 86 年の 12.5% から 89 年の 8.2% に減少している。

表 5 の全国の国有工業統計（1989 年）と比べて総じて各項目の負担比率が大きく、その結果、実際の留保利潤比率がかなり小さくなっていることがわかる。大中型の国有工業企業の負担が特に重いといわれる所以である。

### 3) 負担要素の変化

租税ではとくに販売税の占める比率が次第に増加して、財政上納額全体の大部分を占めるに至っていることは既にみた。

表 8 は遼寧省の 15 の大中型国有企業における負担項目の変化を示したものである。

表の法律類負担とは租税と利子返済、政策類負担はおもに各種費用、社会類負担はおもに徴発（強制割当て）を示していると考えてよい。これによれば、法律類負担はこの間、負担全体のほぼ半分以上を占め、政策類負担（費用）は負担全体の 20% 台後半を推移し、社会類負担は 1% から 3% に増大している。

遼寧省の調査では、1984 年に比べた 1989 年の負担項目の伸び率を挙げている。それによれば、この間、15 企業の実現利税総額（純収入）は 108.8%、企業留保利潤（税後ローン返済、エネルギー交通基金・予算調節

表8. 15大中型国有企業の負担構成比の変化（総負担=100）

	1988年	1989年	1990年3月
法律類負担	(max)	(max)	
税金負担			
販売税	40.9 (60.8)	36.0 (63 )	40
その他	8.8 (26.4)	10.6 (46 )	10
貸付利子	14.3	23.4 (40.5)	20
政策類負担	29.7	23.5	27
社会類負担	1.0	3.0	3.

（「遼寧省大中型企業負担問題的調査報告」『改革』1991年4期，77頁）

基金を除く）は108.5%それぞれ増大した。他方，税金・返済利息額は200%，各種の政策類負担は650%，そして社会類負担はなんと2670%，それぞれ伸びたという<sup>(30)</sup>。つまり企業の純収入や留保利潤の伸びに比べ企業負担の伸びがかなり大きく，また，負担のなかでは税金・返済利息よりは費用負担が，費用負担よりも徴発（強制割当て）負担が極めて高い伸び率で増えたのである。

この費用と徴発の負担の伸びは，多くの事例が示している。ここでいくつかの事例をあげておこう。

- ① 7省市の451企業の調査では，地方政府が徴収する費用と社会的な割当ての合計額は1985年から89年までに452.6%増大した。それらの負担額は1985年では利潤の3.93%，留保利潤の9.45%であったが，1989年にはそれぞれ14.58%，29.66%になった<sup>(31)</sup>。
- ② 貴州省の40の大中型企業の調査では，社会的な割当て額は，1986年788万元（企業留保利潤の9.1%—以下同じ），1987年920万元（10.9%），1988年883万元（9.2%），1989年1284万元（14.4%），1990年2443万元に増大した<sup>(32)</sup>。
- ③ 上海市の15企業の統計では，1989年に支出した各種の割当ては14項

目で計 1073.7 万円で、それは 1985 年に比べ 20 倍近く増えた<sup>(33)</sup>。

- ④ 遼寧省の大中型国有企業である錦西化工機械工場（従業員 1 万余）は、1989 年には 84 年に比べて、販売収入が 2.5 倍増加、販売税が 170% 増加、ローン利子返済が 14.4 倍増加したなかで、各種割当ては 40 倍増加した<sup>(34)</sup>。

以上の事例のように、近年、国有企業に対する費用徴収と徴発（強制割当て）が増大しているが、企業側はどこからその支出を賄っているのだろうか。宝鶏市の 59 の国有企業の調査によれば、1986 年から 89 年までに徴発（強制割当て）は合計 900.8 万円であった。その負担額の出所は、自己資金から 224.7 万元、コストから 88.14 万元、付け（「掛帳」）が 70.6 万元、予算外収入が 9.1 万元、利潤から 7.8 万元、行政管理経費から 3.8 万であったという<sup>(35)</sup>。残額の部分がどこから支出されたか不明であるが、要するにさまざまな項目から支出しているようである。徴発は公式の徴収基準や一定の徴収方法がないだけに、企業側もかなり臨機応変に対応してしているといえよう。

#### 4) 徴発の背景

中央政府である国務院が法規に根拠のない徴発（強制割当て）を禁止する指示をたびたび出しているにもかかわらず、また企業には不法な徴発（割当て）を拒否する権限が法令により与えられているにもかかわらず、不法な徴発が年々増加しているのは、どのような事情なのであろうか。この点に関して国務院当局は次のような説明をしている<sup>(36)</sup>。すなわち、①長年来的「平均割当て」の習慣と考えが残っていること、②地方政府の自己調達（予算外資金）による建設項目が増加していること（主要な原因）、③地方の指導者が任期内に成果をあげるために基本建設を積極的にやろうとすること、④指導者の党性が弱く法制観念の薄いこと、⑤企業の自主経営メカニズムの外部条件がまだないので企業側が抵抗できないこと、などであ

る。

この徴発の要因構造について、すでに上原一慶氏は次の三点を指摘している。すなわち、(1) 財政請負い制のもとで地方政府指導者が利己的地域的利益から地域経済の拡大発展の強い動機をもっていること、(2) 地方政府・団体の割当て要求が強い「権威性」と強制力をもっていること、(3) 企業側は割当てに応じることにより、地方政府から見返りや便宜(原材料の調達や資金の融資など)を期待すること、である。恐らくその通りであろう。ただ、(3)の点について、企業側の徴発受入れの行動にはそのような期待や打算があるとしても、それは恐らくマイナーな部分であって、基本的には「やむなく従い」「いやいやながら応じて」いるものと思われる。例えば、遼寧省の484の大中型工業企業(省内の大中型工業企業数の51.4%)の指導者(内訳は工場長241人、副工場長149人、党委正副書記19人、その他25人)に対するインタビュー調査報告は、勝手な徴発(割当て)や罰金に対する企業指導者の対応行動の状況について伝えている<sup>(30)</sup>。それによれば、①敢然と自信をもって拒否した者、4.2%、②拒否したが、怖いと感じた者、14.9%、③敢えて拒否しなかったし、そうしようとも思わなかった者、4.4%、④やむなく従った者、自分の意思に反していやいやながら応じた者、76.5%、である。ここからは、経営者の大多数が自分の希望に反して、やむなく支払っている状況がみてとれる。恐らく見返りを期待して徴発を容認した経営者は、あったとしても少数にすぎなかったであろう。

## 5) 貸付利子の負担

最後に、銀行の貸付利子負担の動向をみておこう。企業への銀行貸付は流動資金貸付と固定資産投資(基本建設と更新改造)・専項資金(技術改造など)の貸付に区別される。中国の現在の政策規定では、流動資金貸付の返済利子はコストに繰入れることを認めているが、後者の返済はそれを

## 中国国有企業の「負担」について

認めず、すべて実現利潤（一般には税引き前利潤）から返済するものとされている。

近年、国有工業企業への貸付利子の負担が増大している背景には第一に、企業の自己資金が少ないこともあって銀行からの借入額が極めて速いテンポで伸び、銀行の貸付残高が大きく膨脹していることがある。全国の予算内国有工業企業への貸付残高は1981年の約100億元から1988年の1699億元に拡大した（年平均50%増）。その結果、毎年の返済額も81年の20.2億元から88年の192.9億元に増加した（年平均38%増）<sup>(40)</sup>。ちなみに、同期間の予算内国有工業企業の実現利潤の年平均増加率は4.3%であった<sup>(41)</sup>。

第二に、この間、国有企業に対する貸付利率が次第に上昇したことである。貸付利率は一般に国有企業の資金利潤率より低かったのであるが、80年代末にこの状況が逆転して貸付利率のほうが高くなった。そして第三に、企業の実現利潤に占める返済額・支払い利子額の比重が次第に増えていることである。特に、前述のように固定資産投資と専項の技術改造用の貸付返済は企業の実現利潤から支払うことになっているためにその返済額の増大は直接に企業の留保利潤を圧迫した。1989・90年は経済引締めの影響で企業経営が悪化し、利潤額が大幅に減少したが、表7のように一部の大中型企業では税前利潤からの返済額がかえって増えたところが少なくなかったようである。

以上の第二、第三の点を全国の国有（工業）企業の統計から具体的にみたのが表9である。

実現利潤に占める利子支払い額の比率は個別の事例では全国統計よりもはるかに高い。例えば、1989年において河南省の118の大中型国有企業では75.5%、広東省の企業（数不明）では88.8%、表6でみた安徽省の予算内工業企業では55.9%であった<sup>(42)</sup>。安徽省の場合、その比率は86年の23.6%に比べ大幅に伸びている<sup>(43)</sup>。

表9. 国有企業向け貸付利率と利子負担比率の変化 (単位: %)

	a 流動資金 貸付利率	b 固定資本投資 貸付利率			c 国有工業の 資金利潤率	d 利潤に占める 利子支払比率 (流動資金貸付)	e 利潤に占める 返済額比率 (固定資産貸付)
		A	B	C			
1982	5.76	5.76	6.48	—	14.4	2.79 (78年)	5.65
1984	5.76	5.76	6.48	7.20	14.9	6.43	8.26
1985	7.92	8.64	9.36	10.08	13.2		12.58
1986	同	同	同	同	10.6		17.0
1987	同	同	同	同	10.6		22.0
1988	9.00	9.90	10.80	13.32	10.4	16.83	26.7
1989	11.34	10.80	13.32	16.20	7.2		22.3
1990	10.08	同	同	同	3.2	21	—

\* a欄とb欄は、山本裕美「中国における農業金融改革」『アジア経済』1990年6月号30頁。b欄のA, B, Cはそれぞれ、1～3年未満、3～5年未満、5～10年未満の貸付を指す。

\* c欄は『中国統計年鑑1991』, 416頁。

\* d欄は黄宇光論文『復印報刊資料F31工業企業管理』1991年3期, 125頁。ただし、1990年の数字は『中国企業管理年鑑1991』, 296頁。すべて国有工業企業の数字。

\* e欄は沈起翔・劉祝余論文『財政』1989年11期, 53頁。ただし、1989年の数字は何平・聶明雋論文『経済研究』1992年3期, 33, 34頁より算出。

このように国有企業の利子負担は確かに深刻である。ただ、税前利潤からの元本利子の返済は所得税を部分的に控除する効果をもち、従って、その部分については実質的に国家財政当局が企業に代わって銀行に返済しているのである。この点を考えると、国有企業の実際の利子負担は統計数字が示す水準よりは多少とも軽いといえる。

#### 4 ま と め

以上、国有企業の負担状況を見てきたが、まとめると次のようになろう。

第一に、国有企業の負担は国有以外の集団所有制や私有制・合弁などの

## 中国国有企業の「負担」について

企業に比べてかなり重い状態にある。第二に国有企業全体の純収入に占める負担率は86-90年の五年間では87, 88年と減少し, 89, 90年は増大している。87, 88年は経済が加熱化し, 企業経営も比較的好調で, 企業の純収入と利潤が大幅に伸びた時であり, このあいだ負担総額も伸びたが, 前者の伸びの方が大きく, 結果として企業の負担率は減少したのである。他方, 89, 90年は政府の経済引締め, 総需要抑制政策のもとで, 経済環境は不況化し, 企業経営も悪化した。このもとで企業の純収入や利潤はかなり減少したが, 負担額は依然として増加したので負担率はかなり上昇した。特に90年の負担率の上昇は顕著である。

第三に国有企業でも規模により負担率は異なり, 総じて規模が大きい企業ほどその負担率が高くなっている。第四に, 負担の構成では負担の大部分は税金, とくに販売税であり, 費用, 徴発(割当て)は項目数は多いもののその比重はまだ小さい。しかし, 近年, その伸び率は極めて速く, 次第に負担の比重を高めつつある。また利子負担の比重も高まっている。

以上から要するに, 国有企業, とりわけ大中型の国有企業は相対的にも絶対的にも重い負担を抱えているといわざるをえない。

ただし, その負担のレベルを正しく評価するには更にいくつか考慮すべき点がある。第一に, 本稿では国有企業の負担支出の面のみをみてきたが, 実質的な企業負担をみるには, 国家が国有企業に与えている財政補助を差引いてみなければならないだろう。表10は, 政府の国有企業に対する欠損補助額と国有企業・国有工業企業からの財政収入額をみたものである。

表によれば, 1986年, 87年で, 政府は国有企業からの財政収入のうちのそれぞれ19.2%, 22.2%に当たる額を国有企業の欠損補填として財政補助している。88年以降の国有企業からの財政収入統計がないので, その後の動向は分らない。参考までに独立採算制の国有工業企業が国家財政に納めた額は統計からわかるので, それに対する政府補助額の比率は毎年増大しており, 89・90年では4割前後に達している。いずれにせよ, 国有企業の

表 10. 国有企業への政府の欠損補助 (単位: 億元・%)

	a 欠損補助額	b 国有企業からの 財政収入	a/b	c 国有工業企業か らの財政収入	a/c
1986	324.78	1685.49	19.2	1136.1	28.5
1987	376.43	1690.25	22.2	1205.1	31.2
1988	446.46	—		1301.5	34.3
1989	598.88	—		1398.9	42.8
1990	578.88	—		1460.7	39.6

(『中国統計年鑑 1991』, 211, 216 頁および表 2, より作成)

実質的な負担率は本稿がみてきた水準よりもある程度低いはずである (そのギャップは恐らく 2 割以上になるのではないか)。この点の説明は今後の課題としたい。

第二に、全国統計では販売税は国有企業の負担額の大部分を占めているが、それをもって直ちに、販売税が国有企業負担の最大の要因であるとは必ずしもいえない。それは販売税は販売収入にかかる間接税であることによる。確かに企業は販売税の支払い当事者ではあるが、その負担分は基本的には製品価格に組込むかあるいは別に購入者から徴収するかたちで、結局、購入者に転嫁される。従って、販売税は企業の実質的な負担とはならない。こうみると、国有企業の実質的な負担の水準は本稿でみた負担の水準よりもかなり低いものとなるだろう。

第三に、本稿のはじめの部分でみたように、中国の国有企業がその本来の経営活動以外に企業単位でさまざまな社会的行政的活動を展開しており、こうした活動は本来、行政が負担すべきである部分が少なくない。従って、その点では企業は行政の肩代わりをして、余分の負担を背負っていると考えられる。例えば、1989 年の遼寧省の 519 の大中型国有工業企業の統計では、当年度に支出した従業員子弟の学校経営、退職統一準備金などの社会的活動経費は計 5.5 億元で、それは企業の当年の実現利潤の約半分に相当したという<sup>(44)</sup>。こうした企業単位の社会的行政的活動の経費を負

## 中国国有企業の「負担」について

担としてとらえ、あわせて検討していく必要がある。それを考慮すれば、国有企業の負担レベルは本稿でみた水準よりかなり高くなるであろう。

第一点と第二点は国有企業の実質的負担を減少させる要素であり、第三点はそれを増大させる要素である。今後、こうした側面を含めて国有企業の実質的な負担レベルをいっそう究明することが課題である。

### 注

- (1) 以上は、姚先国・李敏「論企業浄産値分配的合理化」『中国経済研究』1992年4期, 27頁。「分岐, 争論與共識—關於企業承包經營責任制與稅利分流討論意見綜述」『復印報刊資料 F 31 工業企業管理』1991年3期, 30-32頁。
- (2) 張泰「我国国営工業企業發展的負担問題」『中国国情国力』1992年2期, 26頁。
- (3) 国家計委企業管理司「搞活大中型企業」『中国企業管理年鑑 1991』, 企業管理出版社, 1991年, 295-296頁。
- (4) 遼寧省工業企業負担聯合調查組「遼寧省大中型企業負担問題的調查報告」『改革』1991年4期, 77頁。
- (5) 張泰, 前掲論文, 26頁。
- (6) 姚先国・李敏, 前掲論文, 29頁。
- (7) 中国工業經濟協會「關於工業企業稅負情况的調查報告」の付表1 (『改革』1991年4期, 75-76頁)。税金の分類は筆者が手を加えた。
- (8) 「菜籃子工程」とは、野菜、豚肉、鶏、卵などの副食品材料の生産促進プロジェクトのことで、そのための資金を企業から徴収するのである。
- (9) 楊培新「承包制與搞活大中型企業」『復印報刊資料 F 31 工業企業管理』1992年2期, 71頁。
- (10) 王文重・肖厚雄「百戸企業稅費負担的調查報告」『復印報刊資料 F 31 工業企業管理』1991年12期, 113頁。
- (11) 楊培新, 前掲論文, 71頁。
- (12) 張泰, 前掲論文, 28頁。
- (13) 陳永忠・王永濤「国家與企業分配關係存在的問題和对策建議」『經濟理論與經濟管理』1992年2期, 23頁。
- (14) 『中国企業管理年鑑 1991』, 327頁。
- (15) 勝手な費用徴収・罰金・割当て(「三乱」という)を禁止する中共中央・国务院の決定(1990年10月15日)によれば、「三乱」はしばしば禁止しても止

められず、日を追ってひどくなり、すでに鋭い社会問題となっている」と述べている（『人民日報』1990年10月16日）。

- 16) 『中国統計年鑑 1991』, 中国統計出版社, 1991年, 449頁の統計指標解説を参照。
- 17) 工業統計の「上納した利潤・税金・費用」(原文「已交利稅費」)のなかの「税金」の範囲は, 所得税・調節税・資源税・建築税・獎金税などから構成され, 販売税と生産コストに計上される諸税は含まれていないと推定される。
- 18) 最近の経営請負責任制の動向については, 川井伸一「中国国有企業の経営請負制の動向」『国際問題研究所紀要』(愛知大学国際問題研究所) 98号, 近刊を参照されたい。
- 19) 推計方法は表1に注記したとおりであるが, 「上納した利潤・税金・費用」はすべて利潤から支払われているわけではない。利潤以外の項目から支払われている部分もわずかながらある。従って, 上記の計算方法で出された実際留保利潤は厳密にはやや過少評価されている。
- 20) 『中国工業經濟統計年鑑 1991』, 中国統計出版社, 1991年, 98-99頁。
- 21) 中国工業經濟協會, 前掲論文(『改革』1991年4期), 73頁。
- 22) 郝觀桓・羅永泰・孫傑傑「国营大中型企業與三資企業經營機制的比較」『改革』1991年6期, 63頁。
- 23) 中国企業の所得税についての詳細は, 南部稔『現代中国の財政金融政策』, 多賀出版, 1991, 第8章, 498-505, 517-518ページ。
- 24) 張泰, 前掲論文, 27頁。
- 25) 易運和「完善和發展企業承包制應同深化稅制改革相互促進」『經濟參考』1990年5月22日。
- 26) 楊培新, 前掲論文, 71頁。何平・聶明雋「国营企業收入分配狀況及对策研究」『經濟研究』1992年3期, 32-33頁。
- 27) 以上, 各種税目のより詳しい説明は, 南部稔, 前掲書, 489-524頁。
- 28) 李忠凡「增強国有大中型企業活力的選擇—關於首鋼承包經營責任制普遍意義的探討」『人民日報』1991年6月21日。
- 29) 『中国工業經濟統計年鑑 1991』, 124, 133頁から計算。
- 30) 遼寧省工業企業負擔聯合調查組, 前掲論文(『改革』1991年4期), 77頁。
- 31) 張泰, 前掲論文, 28頁。
- 32) 黄葦町『中国的隱形經濟』, 中国商業出版社, 1992年, 143頁。
- 33) 『中国企業管理年鑑 1991』, 327頁。
- 34) 遼寧省工業企業負擔聯合調查組, 前掲論文(『改革』1991年4期), 77頁。
- 35) 黄葦町, 前掲書, 143頁。

## 中国国有企業の「負担」について

- ③6 「企業への割当て禁止暫行条例」(1988年4月)によれば、企業が自ら希望して賛助・資金援助(資助)・献金を出す場合でも企業の自己資金から出せるだけで、コストに入れることはできない(『中国企業管理百科全書(増補巻)』, 企業管理出版社, 1990年, 777頁)。しかし、前述のようにコストに計上している事例は少なくないようだ。筆者の訪問したいくつかの国有企業でも、例えば環境緑化費やお祭り用の花代(「迎花費」)をコストに計上していることを聞いた。
- ③7 『中華人民共和国國務院公報』1987年3号, 100-101頁。
- ③8 上原一慶「国営企業の活力強化と資金問題」『中国の資金市場』第5章, 日中経済協会, 1988年, 115頁。
- ③9 郭五平「關於搞活大中型企業的問題調查報告」『中国工業經濟研究』1991年6期, 74-75頁。
- ④0 財政部財政体制改革司編『税利分流—理論, 政策與实践』, 中国財政經濟出版社, 1991年, 67頁。
- ④1 沈起翔・劉祝余「談談稅前環貸問題」『財政』1989年11期, 54頁。
- ④2 黄宇光「企業平均利潤率與銀行貸款利率關係初析」『復印報刊資料F31工業企業管理』1991年, 3期, 125頁。
- ④3 表6の数値より算出。
- ④4 例えば、製品税と營業税の算出基準である販売収入額は一般に税込み価格(「含税價格」)で計算される(董慶錚主編『国家稅收』, 東北財經大學出版社, 1988年, 147-148, 185頁を参照)。また塩税については、販売企業が塩購入者から納付稅額を徵收して納めている(西村明『中国企業會計の構造と分析』, 九州大學出版會, 1989年, 272-273ページ)。
- ④5 『中国企業管理年鑑1991』, 296頁。